

岐阜県議会の活性化改革に関する 調査・検討について

中間答申

平成25年12月3日

岐阜県議会活性化改革検討委員会

岐阜県議会の活性化改革に関する中間答申

本年6月11日、議長より議会活性化改革検討委員会に諮問のあった、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上に関する調査・検討のうち、議会活動の透明性向上に係る「インターネットによる本会議のライブ中継の実施」及び「本会議における議案への賛否状況の公表」については、一定の結論に達したため、当委員会の中間答申として提出する。

I 本委員会設置の経緯

民意結集の場である議会が、積極的に政策を執行部に提案し、政策の実現とその執行の監視を通じて県民の負託に応えるため、議員自らの政策提言・立案機能を強化するとともに、議会のチェック機能を十分に果たしていくため、議会審議の活性化に取り組むこと、さらに、議会活動を県民の皆様に理解いただきため議会活動の透明性向上に取り組むことが議会の重要な課題となっていることから、これらの課題について調査・検討を進めるため、本委員会は議長の諮問機関として、平成19年5月8日に発足した。

II これまでの諮問および調査・検討の状況

○平成19～21年度

- ・H19.5.8 議長から諮問
- ・H19.7.3 中間答申：「政務調査費のあり方について」
- ・H19.12.10 中間答申：「応招旅費等費用弁償のあり方について」
- ・H20.3.17 平成19年度調査・検討結果 中間とりまとめ報告
- ・H20.7.9 継続検討課題（一問一答方式等の導入ほか）に関する再諮問
- ・H21.3.26 継続検討課題に関するとりまとめ報告
- ・H21.9.17 継続検討課題（インターネットによる本会議中継）に関する再諮問
- ・H21.12.14 答申：「インターネットによる本会議中継について」

○平成23年度

- ・H23.6.21 議長から諮問
- ・H23.12.15 中間答申：「政務調査費のあり方について」「費用弁償のあり方に
ついて」
- ・H24.2.24 中間答申：「政務調査費の使途基準について」
- ・H24.3.22 答申：「一問一答方式の導入、対面方式での質疑の導入の可能性に
ついて」ほか5項目
- 調査・検討結果取りまとめ報告

III 平成25年度における審議経過

	委員会開催日	審議内容
1	H25.5.8(水)	・委員の改選、正副委員長互選
2	H25.6.11(火)	・議長から諮問 ・運営方針の決定
3	H25.6.26(水)	・議会活動の透明性向上についての検討
4	H25.9.19(木)	・議会活動の透明性向上及び議会審議の活性化についての検討
5	H25.11.26(火)	・中間答申案（インターネットによる本会議のライブ中継の実施、本会議における議案への賛否状況の公表）の検討

■インターネットによる本会議のライブ中継の実施について

議会活動の透明性向上を図る上で、情報公開・議会広報の一環として実施されている本会議のテレビ生中継は、開かれた議会のための重要な手段であるが、現在、中継の対象は一般質問実施日における限られた時間内となっており、放送日及び視聴時間が限定されていることが課題となっている。

このため、過去の本委員会においても、一般質問を含めたすべての本会議の模様を中継する手段として、インターネットを活用したライブ中継の実施が検討されてきた。その過程で、効果や必要性については肯定されたものの、主に経費の面から実施が見送られ、現在はインターネットによる録画配信のみが行われている。

しかし、その後、導入への支障とされていた本県の財政状況に改善が見られ、また、本県を除く全ての都道府県議会において、インターネットによる本会議のライブ中継が実施されていることに鑑み、あらためて実施についての調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

議会活動の一層の透明性向上を図るため、インターネットによる本会議のライブ中継を実施すべきである。

①実施方法

- ・現在のインターネットによる本会議の録画中継の配信に加え、新たに、ライブ中継の配信を行う。
- ・また、スマートフォンやタブレット端末などの普及にあわせ、これらの携帯機器でも視聴が可能となるよう、必要な環境整備を進めることが適当である。
- ・なお、インターネットを利用しない県民等に配慮し、現行の民放テレビによる生中継については継続する。

②実施時期

- ・平成26年度中に実施することが適当である。
- ・ただし、携帯機器に対応した視聴環境の整備については、設備導入等に関する技術面やコスト面の動向を見極めたうえで、議長において実施時期を判断することとする。

【参考】全国の都道府県における本会議の中継実施状況（H25.5月現在）

- | | |
|----------|--------------------|
| ○テレビ | 生中継：21団体、録画中継：15団体 |
| ○インターネット | 生配信：46団体、録画配信：47団体 |

■本会議における議案への賛否状況の公表について

二元代表制の一翼を担う議会の意思は、県民の負託を受けた各議員の多数決による集合体的決定として示される。本県においては、この集合体的決定の結果を「全会一致」「賛成多数」といった形で公表しているが、会派別あるいは議員別の賛否状況までは公表していない。

県民の議会への関心を高めるため、審議過程の公開や様々な広報を通じ、個々の議論を分かりやすく示すことが重要であるが、県民がより積極的に政策議論に参加するためには、自らの代表たる各議員が、最終的にどのような立場から、どのような意思表示を行ったのかを明らかにすることが望ましいと考えられる。

また、投票行為を通じて各選挙区から選ばれた政治家個人として、負託者たる県民に対し、個々の議案に関する賛否や立場を明らかにすることは、議員としての重要な政治的責任であるといえる。

のことから、本会議における議案への賛否状況の公表が必要ではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

議会に対する県民の関心を高め、議員の政治的責任を明らかにするため、本会議における議案への賛否状況を公表すべきである。

①実施方法

- ・個々の議案についての賛否状況を公表することとし、その具体的な方法については、別添「公表方法（案）」のとおりとする。
- ・賛否状況は、岐阜県議会のホームページに掲載するほか、議長の判断により、適宜公開に努めることとする。

②実施時期

- ・平成26年1月から実施することが適当である。

【参考】全国の都道府県における賛否公表の実施状況（H24.6月現在）

- ・公表している 28団体 [会派別：18団体、議員別：10団体]
- ・公表していない 19団体

(別添) 公表方法(案)

平成〇〇年第〇回定例会における議決状況

【知事提出議案】

○：賛成 ×：反対 △：棄権

議案番号	事件名	議決日 年月日	議決 結果	県政 ラ 自 民 ブ	県民 クラ ブ	岐阜 県明 議会 党	日本 共産 党	無所 属A	無所 属B	無所 属C	無所 属D
議第1号	平成〇年度岐阜県一般会計補正予算	H0. O. O	可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議第2号	〇〇条例の一部を改正する条例について	H0. O. O	可決	○	○	○	×	○	○	○	○
議第3号	〇〇の指定について	H0. O. O	否決	×	○	△	○	△	×	×	×

(注) ○月〇日に岐阜県議会公明党の▲▲▲▲議員は欠席 採決を欠席された議員名を記載

【請願】

○：採択 ×：不採択 △：棄権 緒：継続審査

議案番号	事件名	議決日 年月日	議決 結果	県政 ラ 自 民 ブ	県民 クラ ブ	岐阜 県明 議会 党	日本 共産 党	無所 属A	無所 属B	無所 属C	無所 属D
請願第1号	〇〇についての請願	H0. O. O	採択	○	○ ※1	○	○	○	○	○	○
請願第2号	××についての請願	H0. O. O	不採択	×	×	×	○	×	×	×	×

(注) ○月〇日に岐阜県議会公明党の▲▲▲▲議員は欠席

※1 県民クラブは■■■議員が棄権

会派内で賛否が分かれた場合は
議員個人名を注釈に記載

【議員発案】

○：賛成 ×：反対 △：棄権

議案番号	事件名	議決日 年月日	議決 結果	県政 ラ 自 民 ブ	県民 クラ ブ	岐阜 県明 議会 党	日本 共産 党	無所 属A	無所 属B	無所 属C	無所 属D
県議第1号	〇〇を求める意見書について	H0. O. O	可決	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) ○月〇日に岐阜県議会公明党の▲▲▲▲議員は欠席

(会派等所属議員)

会派等	議員数	所属議員名
県政自民クラブ	29 (議長は含まない)	自民一郎、
県民クラブ	8	県民一郎、、
岐阜県議会公明党	2	公明一郎、▲▲▲▲
日本共産党	1	共産一郎
無所属A	1	無所属一郎
無所属B	1	無所属二郎
無所属C	1	無所属三郎
無所属D	1	無所属四郎